

木津南中学校

PTA 規約

PTA 選挙規則

令和2年7月7日改正

本冊子は3年間保存してください。

木津南中学校 P T A 規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、木津南中学校 P T A といい、事務所を木津南中学校におく。

(目的)

第 2 条 この会は、生徒の福祉を増進するために保護者と教職員とが協力して、学校、家庭及び地域社会の教育環境を改善し、会員相互の教養の向上と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 生徒の健全な発達を促進するため、教育施設の充実、社会環境の浄化、生徒の補導等に協力する。
- 2 会員相互の親睦と教育の理解を深めるため、適宜講演会、懇親会等を催す。
- 3 その他、この会の目的を達成するために適切と思われる事業を行う。

(会員)

第 4 条 この会の会員は、木津南中学校に在学する生徒の父母又は保護者及び教職員で組織する。会員はすべて平等の権利と義務をもつ。

- ② この会の会員は、入会届をもって入会とし、入会年度の 3 月 31 日までの会員資格を有する。入会期間中の退会は転校等特別の事情がない限りは退会できない。

第 2 章 機関

(機関)

第 5 条 この会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 地域委員会
- 4 学年委員会
- 5 保健体育委員会
- 6 文化人権委員会
- 7 広報委員会

その他事業遂行上必要と認めるときは、総会の承認を得て、各種専門委員会を設けることができる。

(総会)

第6条 総会は、この会の最高議決機関で、会員と役員で構成し、予算・決算・会費、事業規約改正・その他重要事項を審議決定する。

- ② 総会は毎年、会長が招集する。ただし、会員の10分の1以上の要求があった時、又は、役員会が必要と認めた時は臨時に開かねばならない。
- ③ 総会は会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席によって成立するものとし、議長団は会員の中から選出する。議決は出席者の過半数で成立する。
総会では役員構成員は、決議権を持たない。

(議案の通知)

第7条 総会における議案は、招集通知とともに事前に全会員に通知しなければならない。

(役員会)

第8条 本部役員は、会長、副会長、書記、会計及び校長をもって構成し、簡潔な事項及び緊急事項等を審議し、執行する。

- ② 役員会は、本部役員及び学年正副委員長、地域正副委員長、保健体育正副委員長、文化人権正副委員長、広報正副委員長並びに教職員若干名をもって構成し、総会の議決を執行する。

(学年委員会)

第9条 委員会は、学級から選ばれた学級委員をもって構成し、学年における教育環境の整備充実に協力し、共通議題を審議してこの会の事業を推進する。

(地域委員会)

第10条 委員会は、各区から選ばれた地域委員をもって構成し、学校と協力して生徒の校外生活の指導にあたり、地域におけるこの会の事業を推進する。

(保健体育委員会)

第11条 委員会は、学級委員から選ばれた保健体育委員で構成し、学校保健並びに特別支援教育・学校給食の運営に協力し、保健体育施設・給食施設の改善充実と特別支援生徒に対する正しい理解を図り、特別支援教育の啓発を行い、健康な家庭生活の改善向上を図る等、会の事業を推進する。

(文化人権委員会)

第12条 委員会は、学級委員から選ばれた文化人権委員で構成し、会員相互の教養および人権感覚を高めるための事業を計画し推進する。

(広報委員会)

第13条 委員会は、学級委員から選ばれた広報委員で構成し、他の常置委員会と密接に連絡し、本会の目的遂行のため、広報活動を推進する。

(区)

第14条 地域を分割して区を置く。区の数及び名称は役員会で決定する。区に地域長を置く。

(役員)

第15条 この会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	3名
書記	2名(うち1名は教職員から選出)		
会計	2名(うち1名は教職員から選出)		
会計監査	2名		
学年委員長	3名	学年副委員長	3名
地域正副委員長	各1名		
保健体育正副委員長	各1名		
文化人権正副委員長	各1名		
広報正副委員長	各1名		

(役員の仕事)

第16条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。副会長は会長をたすけ、又は代理する。書記は会長をたすけ、この会の事務を処理する。

会計は、会長をたすけ、会計事務をつかさどる。

学年委員長は、学年委員を統括し、各学年の事業計画を实践する。

学年副委員長は、学年委員長を補佐する。

学年正副委員長は、それぞれ役員会議に参画し、会の事業を推進する。

地域委員長は、地域委員を統括し、地域の事業を計画実践する。

地域副委員長は、地域委員長を補佐する。

地域正副委員長は、それぞれ役員会議に参画し、会の事業を推進する。

保健体育委員長は、保健体育委員を統括し、学校保健、特別支援教育、学校給食の運営に協力し、会員の健康増進に寄与し、事業計画を実践する。

保健体育副委員長は、保健体育委員長を補佐する。

保健体育正副委員長は、それぞれ役員会議に参画し、会の事業を推進する。

文化人権委員長は、文化人権委員を統括し、文化的事業および人権教育に係る事業を計画し、会の事業を推進する。

文化人権副委員長は、文化人権委員長を補佐する。

文化人権正副委員長は、それぞれ役員会議に参画し、会の事業を推進する。

広報委員長は、広報委員を統括し、会員相互の教養の向上を図るため、「PTAだより」「PTAニュース」等の発行の事業を計画し実践する。

広報副委員長は、広報委員長を補佐する。

広報正副委員長は、それぞれ役員会議に参画し、会の事業を推進する。

会計監査員は、会計を監査する。

(役員を選出)

第17条 役員は、全員の中から別に定める選挙規則により選出する。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の残り期間とする。前任者は、退任の場合でも、後任の決まるまでは業務を行う。

(学級委員の選出)

第19条 学級委員は、会員の中から別に定める選挙規則により選出する。

(学級委員の任期)

第20条 学級委員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は、前任者の残り期間とする。前任者は、退任の場合でも、後任の決まるまでは業務を行う。

(辞退権)

第21条 本部役員を1回経験した会員は、役員・委員を永年に辞退できるものとする。

また、地域委員・学級役員を1回経験した会員は、翌年から2年間、役員・委員を辞退できるものとする。

② 前項の規定により、次年度より辞退権を有する会員の辞退の申し出期間は、選挙委員会により決定する。

第3章 会計

(収入)

第22条 この会の経費は、補助金、寄付金、その他である。

(会計年度)

第23条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 会計監査

(会計監査)

第24条 会計監査員は、一切の会計に係る出納に関し、毎年1回期日を定めて監査し、その結果を総会に報告する。ただし、総会又は会員の10分の1以上が監査を要求したときは、臨時に行わなければならない。

また、会計監査員が必要と認めたときは、前項にかかわらず会長に通告し、臨時監査を行うことができる。

第5章 個人情報の取扱

第25条 本会における個人情報の取扱いについては、別に定める個人情報取扱規則によるものとする。

附則

(規約の改正)

第1条 この規約は、第6条の定めにかかわらず、総会で会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

(施行月日)

第2条 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成30年11月一部改正

3 令和2年7月一部改正

木津南中学校 P T A 選挙規則

第 1 章 総則

(規則の根拠と目的)

第 1 条 この規則は、P T A 規約第 1 7 条に基づいて定め、公明適切な選挙を施行し、会の正常な発展を期することを目的とする。

(選挙権と被選挙権)

第 2 条 選挙権と被選挙権は以下のとおりとする。

- (1) 本部役員 1・2 年会員
- (2) 地域委員 1・2 年会員
- (3) 学級委員 全会員

(選挙人名簿)

第 3 条 選挙を行うときは、選挙人名簿を作成しなければならない。

第 2 章 選挙委員会

(選挙委員会)

第 4 条 選挙を行うときは、選挙委員会を設ける。

(選挙委員会の構成)

第 5 条 選挙委員会の構成は次のとおりとする。

- 選挙委員長 1 名 選挙委員 本部役員及び学年委員 (含教職員)
- 選挙委員会書記 若干名 (含教職員)

(選挙委員の選出)

第 6 条 選挙委員は、役員会が委嘱する。

(選挙委員会の業務)

第 7 条 選挙委員は、選挙に関する一切の業務を行う。

第3章 選挙運動

(選挙運動)

第8条 会員は、役員となるため、若しくは、ならしむため一切の選挙運動をしてはならない。

- ② この会のいかなる機関といえども、選挙運動を行ってはならない。

第4章 本部役員及び会計監査員の選出

(本部役員の選出期限)

第9条 本部役員(会長・副会長・書記・会計)は、1年・2年会員により3月末日までに選出する。

(本部役員の選出)

第10条 本部役員の選出は立候補を優先とする。兄弟姉妹が在学している本部役員候補者は、被選挙権のある一番上の学年とする。同学年に兄弟姉妹が在学している場合は番号の若いクラスとする。定数に満たない場合は互選により選出するものとする。

- ② 互選の場合は、立候補者を除き、選挙人名簿により各学級1名の候補者を選出し、その後本部役員を選出する。
- ③ 立候補者が定員を超えた場合には、立候補者同士の互選とする。

(会長の選出及び役員の当選)

第11条 会長は、前条による6名の候補者の中から、互選により定める。他の役職もこれに準ずる。

(教職員からの役員)

第12条 教職員による本部役員については、会長が指名し、総会の同意を得なければならない。

(会計監査員)

第13条 会計監査員は、会員の中から会長が委嘱し、総会の同意を得なければならない。

第5章 専門委員の選出

(学級役員)

第14条 各学級ごとに、3名の学級役員を選出する。学級役員については立候補を募り、定数に満たない場合は、会員名簿の中から通信投票により選出する。

(学年委員及び長)

第15条 学年委員は各学年ごとに、学級役員の中から委員を互選により選出し、正副委員長は、委員の互選による。

(保健体育委員及び長)

第16条 保健体育委員は、学級役員の中から委員を互選により選出し、正副委員長は、委員の互選による。

(文化人権委員及び長)

第17条 文化人権委員は、学級役員の中から委員を互選により選出し、正副委員長は、委員の互選による。

(広報委員及び長)

第18条 広報委員は、学級役員の中から委員を互選により選出し、正副委員長は、委員の互選による。

(地域委員及び長)

第19条 地域委員の定数は、役員会で定める。

- ② 地域委員の選出については、1・2年会員より立候補を募り、定数に満たない場合には、選挙人名簿の中から通信投票により選出する。
- ③ 立候補者が定数を超えた場合には、立候補者同士の互選とする。
- ④ 正副地域委員長は、全区地域長の互選により選出する。

附則

(兼任禁止)

第1条 会の委員は、特別の場合を除く外は兼任を認めない。

(規則の改廃)

第2条 この規則は、総会で出席者の過半数の同意を得なければ変えることができない。

(規則の発効)

第3条 1 この規則は、平成23年4月1日から発効する。

2 平成30年11月一部改正